

○財務省告示第二百十一号  
 個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四  
 年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に  
 基づき、平成二十七年五月十五日に発行した個人  
 向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。  
 平成二十七年六月九日  
 財務大臣 麻生 太郎

| 一                        | 二                            | 三        | 四                                                                       | 五               | 六     | 七    | 八           | 九           | 十          |                                             |
|--------------------------|------------------------------|----------|-------------------------------------------------------------------------|-----------------|-------|------|-------------|-------------|------------|---------------------------------------------|
| 名称及び記号                   | 発行の根拠                        | 法律及びその条項 | 振替法の適用等                                                                 | 発行額             | 最低額面金 | 振替単位 | 発行日         | 発行価格        | 利率         | 初期利子                                        |
| 個人向け利付国庫債券（固定・三年）（第五十九回） | 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六 | 条第一項     | 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 | 額面金額で四百六億五千六百四十 | 十三万円  | 一万円  | 平成二十七年五月十五日 | 額面金額百円につき百円 | 年〇・〇五パーセント | 平成二十七年十一月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支出 |

|    |          |
|----|----------|
| 十一 | 第二期以後の利子 |
| 十二 | 償還期限     |
| 十三 | 償還金額     |
| 十四 | 払込期日     |
| 十五 | 払込場所     |
| 十六 | 中途換金     |
|    | の取扱い     |

払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十二号において規定する期日について同じ。）

$$\frac{\text{償還金額} \times 0.05}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年五月十五日及び十一月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

平成三十年五月十五日  
 平成二十七年五月十五日  
 平成二十七年五月十五日

日本銀行の本店又は支店  
 中途換金の買取りは、平成二十八年五月十五日以後において行

うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算

式により算出した金額とする。

(一) 平成二十八年五月十五日から平成二十八年十一月十五日

前までの間の場合

$$\frac{\text{償還金額} + \text{前までの間の場合}}{100} \times 2 - \text{受入総額}$$

なお、受入経過利子に相当する金額は、次の算式により算

出し、その算出結果に円未満の端数が生じた場合には切捨

てとし、一円に満たない場合





十八

元利金支  
払場所

日本銀行